

民間まちづくり活動の財源確保に向けた 枠組みの工夫に関するガイドライン

平成 30 年 8 月
国土交通省都市局
まちづくり推進課

目 次

第1章	民間まちづくり活動の意義と本ガイドラインの目的	
1.	民間まちづくり活動の意義と本ガイドラインの背景・目的	1
2.	民間まちづくり活動の類型と特徴	2
第2章	民間まちづくり活動の担い手の課題と解決に向けた枠組み	
1.	民間まちづくり活動の担い手の課題	3
2.	課題の解決に向けた枠組み	4-5
3.	再分配法人の概要	6-7
第3章	再分配法人の形態	
1.	検討対象となる法人形態	8-9
2.	再分配法人に適した法人形態	10-13
第4章	再分配法人の設立	
1.	一般社団・財団法人（非営利型）とする場合	14-16
2.	公益社団・財団法人とする場合	17-20
3.	自治体が指定する団体（都市再生推進法人等）の活用	21
第5章	再分配法人の運営	
1.	再分配法人の業務内容	22-24
2.	法人税の課税関係	25-29
3.	業務運営に関する留意事項（公平性・透明性の確保等）	30-31

第1章 民間まちづくり活動の意義と本ガイドラインの目的

1. 民間まちづくり活動の意義と本ガイドラインの背景・目的

都市は、人々の生活や経済活動等の場を提供する我が国の活力の源泉であるが、都市内ストックが充実し、ハードのまちづくりが成熟期へと移行する一方、情報化、国際化等の急速な進展、人々のライフスタイルやニーズの多様化といった状況に直面している。

これらに対応し、まちに対するニーズを的確に捉え、都市機能の向上や居住環境の向上を図り、防災性を確保するための活動を通じ、より質の高いまちづくりを推進すること（以下「まちづくり活動」という。）が重要である。

その際、国や地方の財政状況がひっ迫し、人口減少・高齢化が進む中にあることは、行政側だけの取組ではもはや限界がある。行政はもちろんのこと、まちのユーザーである住民、企業等の民間が主体的に動き、官民が連携して一元的な取組を行うことが必要である。実際、全国各地において、民間が主体となって行うまちづくり活動（以下「民間まちづくり活動」という。）が、様々な分野、多様な形態で増加しており、これら民間まちづくり活動の領域が更に広がり、発展できるようにすることが求められている。

一方、第2章で詳しく記述するように、多くの民間まちづくり活動団体は、自主財源や専門人材の不足といった課題に直面している。そこで、本ガイドラインでは、このうち財源の確保に向けた対応に焦点を当て、地域内の民間まちづくり活動団体の連携を通じ、必要な財源を将来にわたって確保するための枠組みの工夫を関係府省の協力も得ながら提示することを目的とする。

なお、本ガイドラインは、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）で定められた「団体間の連携による地域の財源を活用する仕組みの構築」、並びに、「まちづくり活動の担い手のあり方検討会とりまとめ」（平成29年10月26日国土交通省都市局。第2章2.参照）において今後の施策の方向性として示された「活動財源を地域の協議会等で積み立てる仕組みの検討」について具体化を図るものである。

2. 民間まちづくり活動の類型と特徴

民間まちづくり活動は、エリアマネジメントすなわち「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組¹⁾」を中心とするものであり、本ガイドラインにおいては、下表のように分類した。

民間まちづくり活動の類型²⁾

(1)ハード関係		
①	公共公益施設(私有財産含む)の整備・維持管理 転用	○道路、広場、公園・緑地・河川敷の整備・維持管理(清掃等)・転用等 ○駐車場(地域ルール作成含む)、駐輪場、地域冷暖房施設、アートの整備・維持管理・転用等
②	上記以外の施設の整備・維持管理・転用	○空き地・空き家の取得・維持管理・変更等 ○歴史的建造物の取得・維持管理・変更等
(2)ソフト関係		
①	公共サービスの提供	○コミュニティバス・回遊バスの運行 ○各種調査(交通量調査等)、各種審査(地域ルールに基づく審査等)
②	防犯活動・防災活動	○地域パトロール、防犯カメラの設置・管理等 ○業務継続地区の構築・運営、防災活動(避難訓練等)、帰宅困難者(来訪者)への備蓄物資の確保等
③	地域の活性化活動	○街歩きガイド、打ち水、地域運動会等 ○観光まちづくりプロモーション、キッチンカー運営等
④	地域のPR・広報活動	○HP・広報誌等による情報発信・共有等 ○表彰、検定等
(3)上記(1)(2)のベースとなる支援活動		
①	地域の将来像・プランの策定	○地域の将来像・プラン(地域まちづくりビジョン等)の策定・共有等
②	エリアマネジメント人材の育成活動	○まちづくりセミナー、リノベーションスクール等

こうした民間まちづくり活動は、いずれも、地域の環境や価値の向上につながるものであることから、一定の地域において正の外部性を有する一種の地域公共財と捉えることができ、行政は民間まちづくり活動を支援する妥当性が認められる。

一方、地域の多様性や個性を反映した地域固有の魅力の向上は、それぞれの地域や民間まちづくり活動団体の自由な発想や行動力によるところが大きい。

そこで、本ガイドラインでは、地域の自主性と自立性を確保しつつ、行政にとってもまちづくりのビジョンやマスタープランに沿った民間まちづくり活動が推進されることが可能となるよう配慮しながら枠組みの工夫を提示するものとする。

¹⁾ 「エリアマネジメント推進マニュアル」(平成20年4月25日国土交通省土地・水資源局(当時))による。

²⁾ 「エリアマネジメント推進マニュアル」及び「まちづくり活動の担い手のあり方検討会(第1回)」(平成28年11月25日)資料等を基に、民間まちづくり活動により生み出される財やサービスの性質に着目して再分類したもの。

第2章 民間まちづくり活動の担い手の課題と解決に向けた枠組み

1. 民間まちづくり活動の担い手の課題

第1章で記述したように、民間まちづくり活動は、一定の地域において正の外部性を有する一種の地域公共財と捉えることができるものであり、その活動領域が更に広がり、発展できるようにすることが求められる。

しかしながら、民間まちづくり活動の担い手は、現状、次のような課題を抱えているとの指摘がなされている³。

- ① 財政面の課題
(例：●●事業を行いたいのに財源が不足。収入源が地方公共団体の補助のみ。必要な人材を雇用できない。等)
- ② 人材面の課題
(例：エリマネを担う人材が不足しており、恒常的な人材不足。等)
- ③ 認知面の課題
(例：地域に認知されておらず、PRしても信用されない。等)
- ④ 制度面の課題
(例：道路占用など、事業を行うための許認可事務が繁雑。等)

特に、民間まちづくり活動団体の多くが直面している最も大きな課題の一つとして、財政面の課題すなわち財源の不足が挙げられている。

民間まちづくり活動団体が収益を得られる事業としては、イベント開催、広告、公共施設管理の自治体からの受託等が考えられる。こうした事業を行いやすくし、民間まちづくり活動団体が収益基盤を強化できるよう、行政側の支援（規制緩和等）の検討を継続していくことも必要である。一方、これらが活発に行われうる地域は、来街者の多い都心部等に限られる。また、財源の一部を収益事業で賄える団体であっても、地権者や活動参加者・団体からの会費収入等に頼っている場合が多い。

他方、地域で行われる様々な経済活動により生み出される資金（都市開発事業の施行に伴う協力金、公共施設の利活用により得られる収益等）や地域外を含む小口の資金等、とりうる資金調達の手法は多様化している。これらを活用し、将来にわたる民間まちづくり活動のために必要となる財源を安定的に確保していくことが重要である。

³ 「まちづくり活動の担い手のあり方検討会（第2回）」（平成29年1月30日）足立基浩座長提出資料より抜粋。

2. 課題の解決に向けた枠組み

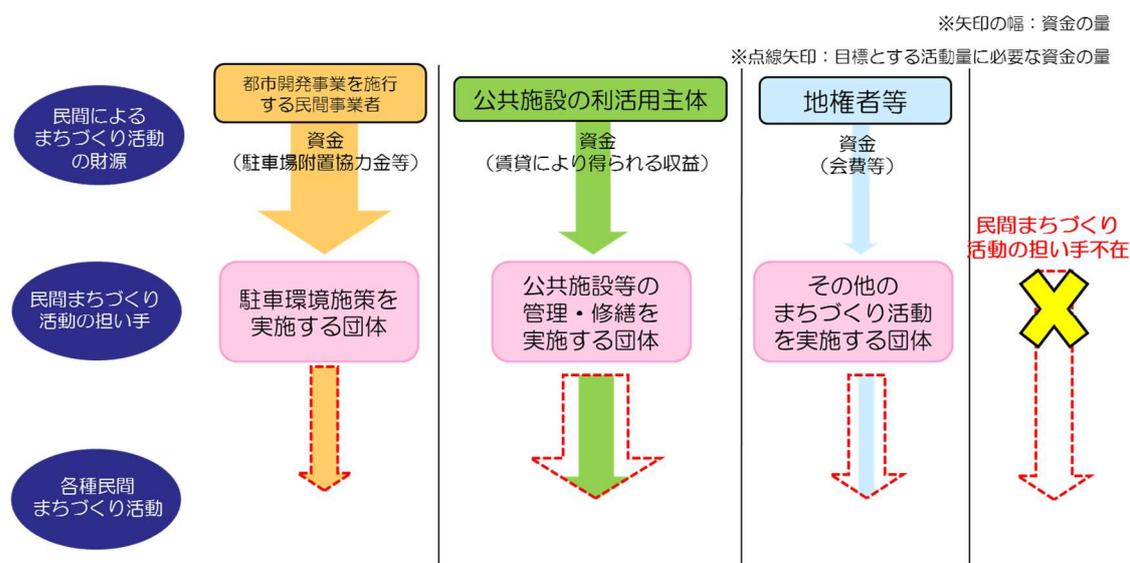
国土交通省都市局においては、平成 28 年 11 月に「まちづくり活動の担い手のあり方検討会（座長：足立基浩 和歌山大学経済学部教授）」を設置し、民間まちづくり活動の現状、担い手に期待する役割や、組織化、財源、人材確保等の課題、行政による支援のあり方について整理し、これらの活動を支えるために必要な検討を行った。

本検討会のとりまとめ（平成 29 年 10 月）における施策の方向性の中で、財源の確保に関し、「活動財源を地域の協議会等で積み立てる仕組み」として、次のような方向性を示している。

【財源（共助）】活動財源を地域の協議会等で積み立てる仕組み

- 附置義務駐車場をはじめとする地域の公共公益施設について、開発動向等に応じた整備のあり方や転活用の方向性について、地域毎に協議し、これを決定できる仕組みが必要である。
- あわせて、協議のプロセスにおいて財源が拠出された場合において、これを広く地域全体の良好な空間形成のための財源として活用する仕組みの構築を図る必要がある。

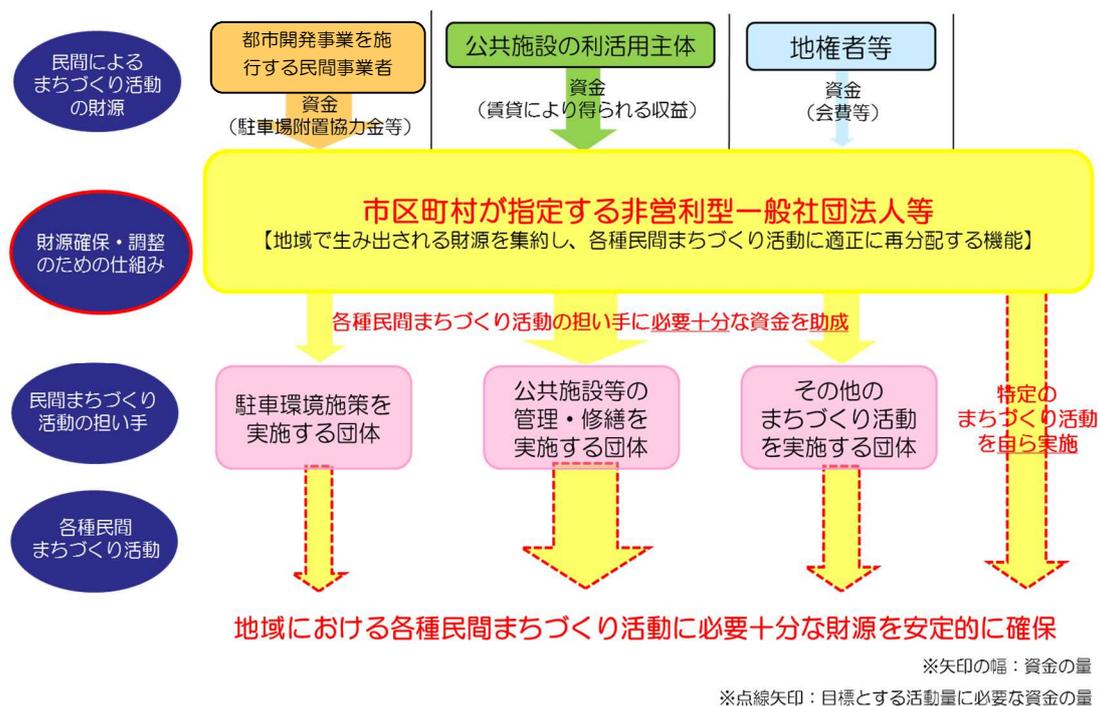
また、地域によっては、各種の民間まちづくり活動が別個のルール・団体で行われることにより、下図のように、財源が非効率な状態となることがある。例えば、都市開発事業の施行に伴い民間事業者から拠出された協力金等が低利用率で積み立てられる一方、資金が不足し実施したいまちづくり活動ができない団体が存在するというような状況である。



各種民間まちづくり活動が別個の団体で行われることによる、財源の偏在・非効率化

こうしたことへの対応として、一定の地域で生み出される各種の財源を集約し、地域全体を見渡した上で、民間まちづくり活動（団体）間の財源の過不足を調整する枠組みが有効と考えられる。

具体的には、下図のように、地域における関係者の合意の下、自治体の一定の関与がある法人に、地域内外で行われる諸活動により生み出された財源を積み立てるとともに、当該法人が地域全体における各種の民間まちづくり活動（団体）の現状や将来の見通しを踏まえ、それらの活動（団体）に必要な都度、十分な資金を助成するものである。



この枠組みを活用することにより、生み出された財源の種類（由来）を超えてそれぞれの民間まちづくり活動について必要十分な財源が確保できるようになり、収益基盤の脆弱な団体への立ち上げ支援も可能となる。また、事業年度を超えて資金が積み立てられることにより、将来的に必要な活動への財源の備えとしても有効に機能する。

自治体にとっても、まちづくりのビジョンやマスタープランに沿った民間まちづくり活動の財源を、民間の主體的な取組により確保・調整することが可能となる。

なお、上図において、資金の量を矢印の幅として表記しているところ、これはあくまで例示であり、本ガイドラインにおいて、再配法人に集約する資金や助成等すべき活動の優先順位、望ましい資金量を示しているわけではないことに留意されたい。

3. 再分配法人の概要

(1) 再分配法人の概要

この枠組みにおいて中核的な役割をなすのが、地域における関係者の合意に基づき、地域内外で行われる諸活動により生み出された財源を積み立て、民間まちづくり活動（団体）に再分配することを目的とした法人（以下「再分配法人」という。）である。

具体的には、次の業務を実施する。

- ① 地域内外で行われる諸活動により生み出された財源を民間まちづくり活動の資金として集約し、管理すること（この際、地域で生み出され、地域の民間まちづくり活動に活用しうる財源を「地域まちづくり協力金」という。）
- ② 地域内における民間まちづくり活動を実施する団体に資金を助成すること
- ③ 一定の民間まちづくり活動を自ら実施すること（他に適切な実施主体がない場合）
- ④ その他上記業務の実施に伴い必要な業務（助成審査、決算書類の作成等）

(2) 地域まちづくり協力金の例示

地域まちづくり協力金は、①都市開発事業の施行に伴い開発事業者が拠出する協力金等、②民間まちづくり活動団体等が公共空間を利活用することにより得られた収益の一部、③その他地域内外から拠出される資金が考えられる。

以下に、地域まちづくり協力金として想定されるものを例示する。これは、あくまで例示であって、地域ごとに協議の上、地域まちづくり協力金として再分配法人に集約すべき資金を定めることとなる。

- ① 都市開発事業の施行に伴い開発事業者が拠出する協力金等⁴
 - ・ 附置義務駐車施設の整備量の緩和に伴い開発事業者が拠出する協力金等⁵
- ② 民間まちづくり活動団体や都市開発事業を施行する民間事業者が公共空間等を利活用することにより得られた収益の一部
 - ・ 公共空間（道路、広場、施設等）を使用し⁶、イベント等を開催すること

⁴ 当該協力金等については、拠出主体（都市開発事業を施行する法人）の法人税の課税所得金額の計算上、全額損金算入が認められるためには、「協力金」・「負担金」・「分担金」といった名称如何にかかわらず、条例や行政指導等による義務に基づき当該協力金等を拠出する必要がある（詳細は、第5章2. 法人税の課税関係参照。）。通常、条例や行政指導の義務に基づく協力金等の拠出先は、許認可権者（自治体等）であることが一般的であるため、当該協力金等を地域まちづくり協力金として再分配法人に集約する場合には、「許認可権者自身ではなく、再分配法人に対し協力金等を拠出することをもって、その義務を履行したものとみなす」ことについて、同意を得ておく必要がある。

⁵ いわゆる「駐車施設地域ルール」を策定し、都市開発事業の施行にあわせて整備すべき駐車施設の整備量を緩和しているケースがある。この際、整備量の緩和に伴い協力金等を拠出することをルール化している地域があり、当該協力金を再分配法人に集約することが考えられる。この場合、駐車場地域ルール（附置義務駐車場施設の整備量緩和の根拠）の公平・公正な運用に必要な財源を確保した上でその余を再分配法人に集約することが望ましい。なお、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年7月15日施行）」により、都市再生駐車施設配置計画制度が創設され、新たな駐車施設地域ルールの策定方法が追加されている。

⁶ 都市再生特別措置法等に基づく道路等の占用許可の特例を活用する場合には、「官民連携まちづくりの進め方—都

により得られる収益の一部

- ・ 公共空間を使用し、広告物等を設置する⁷ことにより得られる収益の一部
- ・ 建設工事に伴う、公共施設の占用使用料の一部

③ その他地域内外から拠出される資金

- ・ 地権者・事業者等が拠出する会費
- ・ 篤志家が拠出する寄附金(クラウドファンディングによるもの等を含む。)

(3) 再分配法人の設立・運営に当たって

再分配法人の設立・運営に当たっては、再分配法人の組織形態、業務内容、再分配法人に集約すべき地域まちづくり協力金の内容、資金を再分配すべき民間まちづくり活動等について、地域内で整理し、合意することが前提となる。

そこで、次章以降では、これを地域で具体的に実施するための支援ツールとして、再分配法人に適した既存制度の紹介や、再分配法人を設立・運営する上で留意すべきガバナンス面や税務処理面を解説する。

第3章では、再分配法人に適した既存制度を比較検討する。第4章では、再分配法人を設立する際の留意事項(組織要件等)を説明する。第5章では、再分配法人を運営する際の業務内容の詳細、法人税に係る課税関係、ガバナンス等について説明する。

市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き―(2017(平成29)年9月国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室)をあわせて参照のこと。

⁷ 屋外広告物法に基づく屋外広告物制度に関しては、国土交通省ホームページ「屋外広告物制度の概要」、「屋外広告物条例ガイドライン」(昭和39年3月27日建設都総発第七号都市総務課長通達)、「投影広告物条例ガイドライン等」(平成30年3月30日国都景歴第五四号公園緑地・景観課長通知)をあわせて参照のこと。

第3章 再分配法人の形態

1. 検討対象となる法人形態

(1) 法人形態の検討の必要性

再分配法人は、地域における関係者の合意に基づき、地域内外で行われる諸活動により生み出された財源を積み立て、民間まちづくり活動（団体）に再分配することを目的とした法人であり、地域のまちづくり活動資金のプラットフォームとしての役割が期待されている。

その際、資金の再分配を効率的に行う、すなわち、地域に再分配される資金量を最大化するため、法人形態によって異なる設立・運営の要件と効果（課税上の取扱い）を比較衡量し、地域において好ましい組織形態を選択することとなる。

(2) 検討対象となり得る法人形態

法人は、国及び地方公共団体、特殊法人（公団、公社、独立行政法人等）を除き、営利性⁸の有無を基準に①営利法人（株式会社等）と②非営利法人（一般社団法人・財団法人等）の2種類に分類することができる。再分配法人は、地域内で活動する様々な民間まちづくり活動の担い手への分配（助成金を拠出）を主たる目的とし、利益追求や構成員への分配を目的とする性格ではないため、選択すべき法人形態は、②非営利法人に属する形態となる。

非営利法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）」に基づき設立される一般社団法人・一般財団法人、及び、一般社団法人・一般財団法人のうち「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）」に基づき公益認定を受けた公益社団法人・公益財団法人に分類することができ、これらが検討対象となる。なお、一般社団法人・一般財団法人については、法人税法上、非営利型法人（非営利性が徹底された法人等）とそれ以外の普通法人（以下「普通型」という。）の2つに、更に分類される。

これらに加え、「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）及び認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」という。）についても、収益分配を目的とせず、社会・地域への貢献活動に充てる趣旨に鑑みると検討対象となり得る。

また、法人形態ではないものの、財産拠出をもって公益を達成することを目的とする「公益信託」は、財団法人に類似した制度であることから、再分配「信託」として活用できないか検討すべきであろう。なお、公益信託については、所得税法・

⁸ 事業活動によって利益を上げ、それを構成員に分配することを目的とすること。

法人税法上、更に特定公益信託と認定特定公益信託の2つに分類される。

以上を総括すると、再分配法人（信託）として検討対象となり得る形態は、①一般社団法人（普通型）、②一般社団法人（非営利型）、③一般財団法人（普通型）、④一般財団法人（非営利型）、⑤公益社団法人、⑥公益財団法人、⑦NPO法人、⑧認定NPO法人、⑨特定公益信託、⑩認定特定公益信託となる。

2. 再分配法人に適した法人形態

(1) 検討対象となり得る法人形態の概要と要件・効果

検討対象となり得る法人形態の概要と要件・効果は下表の通り。

各法人形態の概要と要件・効果

法人形態	一般法人		公益信託		特定非営利活動法人	
	一般社団・財団法人 (普通型・非営利型)	公益社団・財団法人	特定公益信託	認定特定公益信託	NPO法人	認定NPO法人
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	公益信託ニ関スル法律 (以下「公益信託法」)		特定非営利活動促進法 (以下「NPO法」)	
設立方法	公証人による定款認証後、法務局で登記して設立 (準則主義)	一般社団・財団法人のうち、公益認定等委員会の答申を踏まえ、行政が公益認定後、成立 (公益目的事業の計画等によって判断)	主務官庁の許可を受けて成立したうえで、下記要件を満たすことにつき、主務大臣の証明 (要財務大臣協議) を受けたもの	主務官庁の許可を受けて成立したうえで、下記要件を満たすことにつき、主務大臣の認定を (要財務大臣協議) 受けたもの	所轄庁の認証後、法務局で登記して設立 (認証主義)	NPO法人のうち、所轄庁の認定後、設立 (実態に基づき判断)
主な要件						
活動内容	(事業分野) 制限なし (対象者) 制限なし	(事業分野) 公益認定法に定められた事業 がメイン (対象者) 不特定多数	(事業分野) 公益目的事業への提出 (対象者) 不特定多数	(事業分野) 公益目的事業のうち、特に公益性の高い事業への提出 (対象者) 不特定多数	(事業分野) NPO法に定められた特定非営利活動がメイン (対象者) 不特定多数	(事業分野) 特定非営利活動のうち、特に非営利性の高い活動がメイン (対象者) 不特定多数
営利性	・社員総会において社員に剰余金を分配する旨の決議は不可	・同左 ・社員、役員、使用人等法人の関係者および営利事業者に特別の利益を与えない	・受益者の定めない信託であるため、委託者への分配は想定されていない ・特定団体の構成員のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするものは不可 ・信託終了の場合、信託財産が困窮もしくは地方公共団体に帰属し、又は類似の目的のための公益信託として継続するもの	・役員報酬を受ける者が役員総数の3分の1以下	・同左 ・役員、職員、社員または寄付者等に特別な利益を与えない ・営利を目的とした者等に寄付を行わない ・受入寄付金総額の70%以上を特別非営利活動に係る事業費に充てる	
運営組織	(一般社団法人) ・設立時に2名以上の社員を有する ・理事1人以上 ・理事会を設置する場合は、理事3人以上、監事1人以上、代表理事を理事の中から選定 (理事会は必置機関ではない) ・大規模法人 (負債額200億円以上) の場合は、監事および会計監査人設置 (一般財団法人) ・設立者 (1名以上) が300万円以上の財産を拠出 ・評議員3名以上、評議員会、理事3名以上、理事会、監事1名以上、代表理事を理事の中から選定 ・大規模法人 (負債額が200億円以上) の場合は、会計監査人設置	(公益社団法人) ・左記に加え、理事3名以上、監事1名以上、理事会、代表理事を置くこと (必置機関) (公益社団法人・公益財団法人共通) ・各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等が理事の総数の3分の1を超えていないこと。監事も同様 ・他の同一の団体の理事、使用人等で理事の3分の1を超える数を占めていないこと。 ・監事も同様 ・政令の基準 (負債額が50億円以上など) に達する場合は、会計監査人を置いていること ・公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力	・信託銀行等が受託者となり、委託者が拠出した財産の管理・運営を実施 ・助成を行う場合には、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない (= 運営委員会等の設置が必要)	・10人以上の社員を有する ・理事3名以上、監事1名以上 ・役員総数における3親等以内の親族割合が3分の1以下 ・社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さない	・左記に加え、公認会計士または監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存 ・役員のうち、同一親族等の占める割合および特定の法人関係者の割合が3分の1以下	
主な効果						
法人税	○一般法人: 全所得課税 ○非営利型法人: 非収益事業は非課税	公益目的事業 (収益事業+非収益事業) 及び非公益目的事業のうち非収益事業は非課税	-		非収益事業は非課税	
法人内でのみなし寄附	なし	所得金額の50%を限度または公益目的事業使用部分まで認める	-		なし	所得金額の50%を限度または200万円のいずれか多い額を限度に認める
法人 (信託) への寄附者に対する優遇	○一般法人 【個人】 なし 【法人】 なし (一般寄附金の損金算入限度額) ○非営利型法人 【個人】 ・財産を寄附した場合の譲渡所得税非課税 【法人】 なし (一般寄附金の損金算入限度額)	【個人】 ・寄附金控除 ・相続財産を寄附した場合の相続税非課税 ・財産を寄附した場合の譲渡所得税非課税 【法人】 ・別枠の損金算入限度額	【個人】 なし 【法人】 なし (一般寄附金の損金算入限度額)	【個人】 ・寄附金控除 ・相続財産を寄附した場合の相続税非課税 ・財産を寄附した場合の譲渡所得税非課税 【法人】 ・別枠の損金算入限度額	【個人】 なし 【法人】 なし (一般寄附金の損金算入限度額)	【個人】 ・寄附金控除 ・相続税控除 【法人】 ・別枠の損金算入限度額

(2) 再分配法人に適した法人形態

法人形態により要件(受忍すべき義務)と効果は異なるため、比較に当たっては、再分配法人の行う業務内容(自らまちづくり活動を実施するか否か、行う場合の業務量)を踏まえ、同程度の要件で高い効果を得られる法人形態、又は、同程度の効果が得られるものの緩やかな要件で認められる法人形態を選択すべきであろう。

① 一般社団・財団法人(普通型)と一般社団・財団法人(非営利型)

再分配法人は、地域内で活動する様々な民間まちづくり活動の担い手への公平・公正な分配(助成金を拠出)を目的とするものであり、利益追求や構成員への分配を目的とする性格ではないため、後述する一般社団・財団法人(非営利型)特有の要件である「剰余金の分配を行っていないこと」や、「理事が特定団体に偏重しないこと」といった要件は、再分配法人そのものの前提条件であり、一般社団・財団法人(非営利型)を選択することにより新たに受忍しなければならない要件ではない。つまり、一般社団・財団法人(普通型)と一般社団・財団法人(非営利型)では、要件(受忍すべき義務)の厳しさに大差はない。

一方、効果については、一般社団・財団法人(普通型)が全所得課税であるのに対して、一般社団・財団法人(非営利型)は収益事業のみ課税と、大きく異なる。後述の通り、再分配法人は助成業務を主な業務とし、助成業務は法人税法上の収益事業に該当しないため、一般社団・財団法人(非営利型)を選択しなければ、集約した地域まちづくり協力金に課税が生じ、地域への再投資量(民間まちづくり活動の担い手への助成量)を最大化することができなくなる。

そのため、一般社団・財団法人(普通型)と一般社団・財団法人(非営利型)との選択においては、一般社団・財団法人(非営利型)を選択すべきであろう。

なお、財団法人については、設立に当たり、設立者が財産(価額300万円以上)の拠出の履行を行うこととされている。

② 公益社団・財団法人と特定公益信託・認定特定公益信託

公益社団・財団法人と特定公益信託・認定特定公益信託について、公益社団・財団法人は助成業務だけでなく、自ら民間まちづくり活動を行えるのに対して、特定公益信託・認定特定公益信託は、実質的に助成業務しか行えず⁹、大きく異なる。

後述の通り、再分配法人は助成業務を主な業務としつつも、当該エリア内に適切な実施主体がない場合は、自ら民間まちづくり活動を実施することにより再分配機能を果たす必要があるため、現状、助成業務のみ行う予定であっても、自ら民間まちづくり活動を実施できる余地は残しておく必要がある。このため、公

⁹ 「公益信託の引受け許可審査基準等について」(平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定)参照。

益社団・財団法人と特定公益信託・認定特定公益信託との選択においては、公益社団・財団法人を選択すべきであろう。

③ NPO法人及び認定NPO法人について

NPO法人及び認定NPO法人は、収益分配を目的とせず、社会・地域への貢献活動に充てる趣旨に鑑みると検討対象となり得るが、設立の認証に当たり、10名以上の社員を有することが要件とされていること、さらに、認定NPO法人として認定されるためには、パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準）を満たす必要があること等から、再分配法人の活動に制限を加えることとなりうることに留意すべきである。

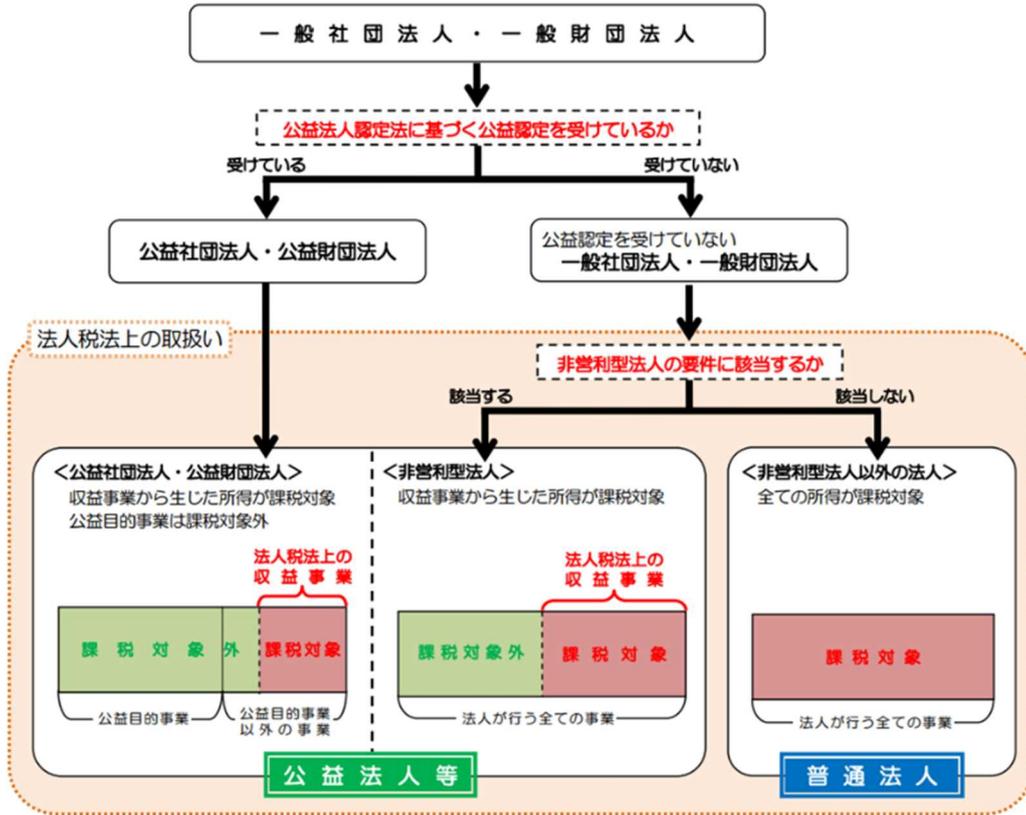
④ まとめ

以上より、再分配法人の形態としては、一般社団・財団法人（非営利型）又は公益社団・財団法人が適しているものと考えられる。

一般社団・財団法人（非営利型）と公益社団・財団法人について、要件（受忍すべき義務）は一般社団・財団法人（非営利型）の方が緩やかであるが、効果は公益社団・財団法人の方が高い（公益目的事業への非課税、みなし寄附等）ため、どちらを選択するかは、活動内容（自ら公益事業に該当する民間まちづくり活動（収益事業に該当するもの）を実施するか）や合意形成の内容により、各地域において判断することとなる。

次章以降においては、上記形態に焦点を当て、再分配法人の設立方法（第4章）や課税関係を含めた運営方法（第5章）について解説する。

一般社団・財団法人、公益社団・財団法人における法人税の取扱い¹⁰



¹⁰ 「一般社団法人・一般財団法人と法人税」（平成 26 年 3 月国税庁）より引用。

第4章 再分配法人の設立

本章では、再分配法人に適すると考えられる2つの形態（一般社団・財団法人（非営利型）と公益社団・財団法人）について、法人設立のための要件や方法を記載する。

なお、本章では「設立」としているが、再分配法人は必ずしも新設法人である必要はない。地域において、再分配機能を担うことができる法人（一般社団・財団法人（非営利型）や公益社団・財団法人に限らない。）が既に存する場合、当該法人を再分配法人として位置付けることが可能である。

1. 一般社団・財団法人（非営利型）とする場合

一般社団・財団法人（非営利型）を再分配法人とする場合、①一般法人法に基づき一般社団・財団法人を設立した上で、②法人税法（昭和40年法律第34号）に規定された非営利型法人の要件を満たすことが必要である。

（1）一般社団法人

① 一般社団法人の設立¹¹

一般社団法人を設立するには、一般法人法に基づき、主に下記のような手続きを経ることが必要である。

イ) 設立時社員（法人設立後最初の社員となるもの2名以上。以下同じ。）が、定款を作成し、公証人の認証を受ける。

- ・ 定款には、目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度等を記載又は記録する。
- ・ 定款に定められないこととして、強行法規や公序良俗に反する定款の定めのほか、①一般社団法人の社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定め、②法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定め、③社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めがある。

ロ) 設立時社員が、設立時理事（設立時監事や設立時会計監査人を置く場合は、これらの者も）の選任を行う。

¹¹ 「知って！活用！新非営利法人制度」の「一般社団法人・一般財団法人Q&A」（法務省）による。

- ハ) 設立時理事（設立時監事がある場合はその者も）が、設立手続の調査を行う。
- ニ) 法人を代表すべき者（設立時理事又は設立時代表理事）が、法定の期限内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う。

② 一般社団法人に設置される機関¹²

一般社団法人には、社員総会のほか、少なくとも1人は業務執行機関としての理事を置かなくてはならない。また、それ以外の機関として、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる。理事会を設置する場合と会計監査人を設置する場合には、監事を置かなくてはならない。

大規模一般社団法人（貸借対照表の負債の合計額が200億円以上の一般社団法人）は、会計監査人を置かなくてはならない。

(2) 一般財団法人

① 一般財団法人の設立¹³

一般財団法人を設立するには、一般法人法に基づき、主に下記のような手続を経ることが必要である。

- イ) 設立者（財産を拠出して法人を設立する者1名以上。以下同じ。）が、定款を作成し、公証人の認証を受ける。
 - ・ 定款には、目的、名称、主たる事務所の所在地、設立者の氏名又は名称及び住所、設立に際して設立者（設立者が2人以上あるときは、各設立者）が拠出をする財産及びその価額、公告方法、事業年度等を記載する。
 - ・ 定款に定められないこととして、強行法規や公序良俗に反する定款の定めのほか、①評議員の選任及び解任の方法として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定め、②設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めがある。
- ロ) 設立者が、財産（価格300万円以上）の拠出の履行を行う。
- ハ) 定款の定めに従い、設立時評議員、設立時理事、設立時監事（設立時会計監査人を置く場合は、これらの者も）の選任を行う。
- ニ) 設立時理事及び設立時監事が設立手続の調査を行う。

¹² 「知って！活用！新非営利法人制度」の「一般社団法人・一般財団法人Q&A」（法務省）による。

¹³ 同上。

ホ) 法人を代表すべき者（設立時代表理事）が、法定の期限内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う。

② 一般財団法人に設置される機関¹⁴

一般財団法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなくてはならない。また、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる。

大規模一般財団法人（貸借対照表の負債の合計額が200億円以上の一般財団法人）は、会計監査人を置かなくてはならない。

(3) 非営利型法人の要件

非営利型法人のうち「非営利性が徹底された法人¹⁵」となるには、下表の要件を満たす必要があり、再分配法人の設立・運営に当たって留意すべきである。

非営利型法人の要件¹⁶

類 型	要 件
① 非営利性が徹底された法人	1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
	2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
	3 上記1及び2の定款の定め違反する行為（上記1、2及び下記4)の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
	4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

¹⁴ 「知って！活用！新非営利法人制度」の「一般社団法人・一般財団法人Q&A」（法務省）による。

¹⁵ 法人税法第2条第9号の2イに規定される「その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であってその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの」。具体的な要件は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）に規定。なお、再分配法人は必ずしも会費の徴収を前提としないことを考慮し、本ガイドラインでは、非営利型法人のもう一つの類型である「共益的活動を目的とする法人」（同法第2条第9号の2ロ）について記載していない。

¹⁶ 「新たな公益法人関係税制の手引」（平成24年9月国税庁）より引用。

2. 公益社団・財団法人とする場合

公益社団・財団法人を再分配法人とする場合、①一般法人法に基づき一般社団・財団法人を設立した上で、②公益認定法に基づき行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）から公益認定を受けることが必要である。

1. に記載した一般社団・財団法人（非営利型）とする場合と比べ、効果が高い（税制）反面、要件が厳格（活動内容、運営組織）であることが特徴である。

（1）一般社団・財団法人の設立

1.（1）①及び1.（2）②と同じ。

（2）公益法人の認定

行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）は、公益認定法に規定する公益認定基準に適合すると認めるときに、公益認定をすることとされている。また、行政庁が公益認定を行おうとする場合には、公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関に諮問しなければならないが、当該委員会等においても、公益認定基準に照らして認定可否相当か否かを判断する。

① 公益認定基準

公益認定法に規定する公益認定基準は、次のとおりである。

公益法人が満たさなければならない基準¹⁷

① 公益性～公益に資する活動をしているか～

○ 公益目的事業を行うことを主としていること

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。新公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益目的事業比率が50%以上であることが必要（第1号、第8号）。

公序良俗等に反しない限り、公益目的事業以外の事業を行っても構わないが、それによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことが必要（第5号、第7号）。

○ 特定の者に特別の利益を与える行為を行わないこと

「特別の利益」とは、法人の事業の内容などの具体的事情を踏まえたときに、社会通念から見て合理性を欠くような利益や優遇のこと。新公益法人は、その事業を行うに当たって、社員や理事などの法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはいけない（第3号、第4号）。

¹⁷ 「民間が支える社会を目指して～「民による公益」を担う公益法人～」(内閣府)より引用。

- 収支相償であると見込まれること
新公益法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはならない（第6号）。
- 一定以上に財産をためこんでいないこと（遊休財産規制）
遊休財産額とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額を超えてはならない（第9号）。
- その他（理事等の報酬等への規制、他の団体の支配への規制）
新公益法人の理事、監事等に対する報酬等については、不当に高額にならないような支給の基準を定める必要がある（第13号）。また、実態として営利活動を行うといった事態が生じないよう、他の団体の意思決定に関与できる株式等の財産を保有してはならない（第15号）。

②ガバナンス～公益目的事業を行う能力・体制があるか～

- 経理的基礎・技術的能力
公益法人が安定的かつ継続的に公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」及び「技術的能力」があることが必要（第2号）。例えば業務を別の法人に「丸投げ」してはならない。
- 相互に密接な関係にある理事・監事が3分の1を超えないこと
特定の利益を共通にする理事や監事が多数を占めていることにより、公益の増進に寄与するという法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれが生ずることのないよう、理事及び監事のうち、親族等、相互に密接な関係にある者の合計数は3分の1を超えてはならない（第10号、第11号）。
- 公益目的事業財産の管理について定款に定めていること
新公益法人の財産のうち、公益目的のために消費されるべき財産を「公益目的事業財産」という。特に、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その管理について、必要な事項を定款で定める必要がある（第16号）。
公益のために集めた財産は最後まで公益的に消費するべきものであるの
で、①公益認定の取消しを受けたときなどは公益目的事業財産の残額を（第17号）、②解散したときは残余財産を（第18号）、それぞれ公益目的団体等に贈与する旨、定款に定める必要がある。
- その他（会計監査人設置、社員の資格の得喪に関する条件等）（第12号、第14号）

② 公益目的事業

公益認定基準のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであるか否か（第1号関係）について、公益目的事業の定義が重要となる。公益目的事業とは、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって（A）、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（B）」をいう¹⁸。

上記（A）について、公益認定表別表に23の事業が掲げられている。

学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業

公益目的事業の種類		公益目的事業の種類	
①	学術及び科学技術の振興を目的とする事業	⑬	思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
②	文化及び芸術の振興を目的とする事業	⑭	男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
③	障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業	⑮	国際相互理解の促進及び開発途上にある海外地域に対する経済協力を目的とする事業
④	高齢者の福祉の増進を目的とする事業	⑯	地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
⑤	勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業	⑰	国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
⑥	公衆衛生の向上を目的とする事業	⑱	国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
⑦	児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業	⑲	地域社会の健全な発展を目的とする事業
⑧	勤労者の福祉の向上を目的とする事業	⑳	公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
⑨	教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業	㉑	国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給を目的とする事業
⑩	犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業	㉒	一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
⑪	事故又は犯罪の防止を目的とする事業	㉓	前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの（現在制定無し）
⑫	人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業		

上記（B）について、実際の公益認定に当たっては、内閣府公益認定等委員会が定める公益目的事業のチェックポイント¹⁹（実際に行っている活動のチェック）に沿っているかを勘案して判断することとなる。チェックポイントは事例に対応して変更・追加があるものとされ、現時点では18の事業が挙げられている。

¹⁸ 公益認定法第2条第4号の規定による。

¹⁹ 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月（平成25年1月改定）内閣府公益認定等委員会）における「公益目的事業のチェックポイントについて（参考）」による。

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

事業区分	主なチェックポイント
(1) 検査検定	①不特定多数の利益増進を目的とし、②基準が公開され、③機会が一般に開かれており、④公正な審査能力があること
(2) 資格付与	①不特定多数の利益増進を目的とし、②基準が公開され、③機会が一般に開かれており、④公正な審査能力があること
(3) 講座、セミナー、育成	①不特定多数の利益増進を目的とし、②機会が一般に開かれており、③適切な専門家を適切な報酬で関与させていること
(4) 体験活動等	①不特定多数の利益増進を目的とし、②公益目的として設定されたテーマを実現する為のプログラムになっていること
(5) 相談、助言	①不特定多数の利益増進を目的とし、②機会が一般に開かれており、③適切な専門家が関与していること
(6) 調査、資料収集	①不特定多数の利益増進を目的とし、②調査結果を公表しており、③第三者へ丸投げしないこと
(7) 技術開発、研究開発	同上
(8) キャンペーン、〇〇月間	(4) + 要望・提案の内容を公表しているか
(9) 展示会、〇〇ショー	(4) + 出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか
(10) 博物館等の展示	(4) + 資料の収集・展示について専門家が関与しているか
(11) 施設の貸与	①不特定多数の利益増進を目的とし、②公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか
(12) 資金貸与、債務保証等	①不特定多数の利益増進を目的とし、②資金貸付・債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか、③対象者が一般に開かれているか、④特定金融機関が優遇されていないか
(13) 助成(応募型)	①不特定多数の利益増進を目的とし、②応募の機会が一般に開かれており、③助成の選考が公正に行われることになっており(例: 個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)、④専門家など選考に適切な者が関与しており、⑤助成対象者・内容等を公表しており、⑥助成対象者から成果についての報告を待っていること
(14) 表彰、コンクール	①不特定多数の利益増進を目的とし、②助成の選考が公正に行われることになっており、③金銭的負担を求めているか
(15) 競技会	①不特定多数の利益増進を目的とし、②公益目的として設定した趣旨に沿い③公正なルールを作成・公表しているか
(16) 自主公演	①不特定多数の利益増進を目的とし、②公益目的として設定した趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力をしているか
(17) 主催公演	①不特定多数の利益増進を目的とし、②公益目的として設定した趣旨に沿う作品を適切に企画・選定するプロセスがあるか
(18) その他の事業区分	①不特定多数の利益増進を目的とし、②受益の機会が一般に開かれており、③適切・公平のため専門家が関与しているか

③ 再分配法人を公益社団・財団法人とする場合の具体的な留意事項

以上を踏まえ、公益社団・財団法人が再分配法人として助成業務を行う場合、次のことに留意する必要がある。

- ・ 助成対象事業は、一定の公益的な目的である事業であること。(A関係)
- ・ 助成対象者は、不特定多数(利害関係者を除く。)のうち、審査に通過した者とする。こと。(B関係)
- ・ 審査方法は、専門家等により、適切かつ公正に実施され、結果等を公表すること。(B関係)
- ・ 助成対象者は、事後報告等を実施すること。(B関係)

また、公益社団・財団法人は認定の要件(及び認定後の監督内容)として、収支相償や遊休財産規制等の財務に関する基準があり、集めた資金をプールして適宜の時期に再分配する、という目的に対して制約的な基準が存在する(①公益認定基準を参照)。

④ 公益社団・財団法人のガバナンスに関する規定

公益社団・財団法人は、事業運営の透明性の確保等の観点から、①事業計画等及び事業報告等を毎年度行政庁に提出するとともに、②事務所に備え置き、③請求があれば閲覧させる必要がある。また、行政庁による監督に服する。

3. 自治体が指定する団体（都市再生推進法人等）の活用

再分配法人は、地域における民間まちづくり活動を官民一体で推進するという公共公益的な見地から、自治体の一定の関与があることが望ましい。また、資金の集約・管理並びに民間まちづくり活動への助成又は自ら民間まちづくり活動の実施を、確実かつ適正に実施できることが求められる。

これらを担保するため、再分配法人として、自治体（自治体の長を含む。）が指定する法人（例：都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下この節において「法」という。）第118条に規定する都市再生推進法人²⁰（以下「推進法人」という。））を活用することが考えられる。

ここで例示した推進法人は、市町村長が指定するNPO法人²¹、一般社団・財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、都市の再生のために必要な業務を行う法人である。その指定に当たっては、必要な人員の配置、その他業務を適正に遂行するために必要な措置が講じられているか、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有するか、といったことを確認することとされている²²。また、必要がある場合の市町村長への報告（法第121条第1項）、業務を適正・確実に実施していない場合の業務運営改善命令（同法第2項）、業務改善命令に違反した場合の指定取り消し（同第3項）といったことが措置されている。

なお、地域のニーズは多様かつ時間の経過により変化するものであり、自治体による再分配法人の一律な活動管理は必ずしもなじむとは限らないことから、ガバナンス上の権限は確保しつつも、再分配法人による自主的な運営を前提とすべきである。

²⁰ 都市再生推進法人の概要については国土交通省ホームページ「官民連携関連施策1. [1]都市再生推進法人」及び「官民連携まちづくりの進め方ー都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引きー」（2017（平成29）年9月国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室）をあわせて参照のこと。

²¹ NPO法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定による。

²² 国土交通省ホームページ「都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱（例）」による。

第5章 再分配法人の運営

本章では、再分配法人が行う業務内容の詳細、法人税に係る課税関係（以下、本章において「課税」とは法人税課税のことをいう。）及び業務運営に関する留意事項等を解説する。

1. 再分配法人の業務内容

(1) 地域まちづくり協力金の集約及び管理

地域まちづくり協力金として集約される資金を善良な管理者の注意をもって管理する業務である。

各種取り決めや寄附の意向等に基づき、各主体から再分配法人に拠出される地域まちづくり協力金について、善良な管理者の注意をもって集約し、出納管理を行う。具体的には、会計規程等に則り出納業務を行うとともに、出納に関する記録を作成、保管する。

なお、再分配法人の目的は、地域のまちづくり活動を将来にわたって安定的に確保することであるから、資金の運用を行う場合は、安全・確実な方法（預金、国債等）で行い、資金の減少の可能性が伴う運用方法（株式等）は避けるものとする。

(2) 民間まちづくり活動団体への助成

地域の合意に基づき策定した「助成要綱」（詳細は3. 業務運営に関する留意事項等を参照。）に基づき、民間まちづくり活動団体（株式会社等の営利企業を含む。）に対し必要額を助成する。

民間まちづくり活動は、それぞれ地域全体に対して大きな便益を与えるものだが、再分配法人に集約される地域まちづくり協力金は、税のように恒常的・安定的に納入されるものではないこと、都市開発事業の施行に伴う協力金といった準公共的な性格を持つ資金も含まれていること等を踏まえると、助成対象とすべき民間まちづくり活動は、概念的には次のような条件を満たすものであることが望ましい。

- イ) 地域において真に必要とされている（社会的便益の高い）活動
- ロ) 収益性が低く、市場では供給されにくい活動
- ハ) 費用対効果の高い活動

具体的には、下記のような活動が助成対象事業として想定される。

① まちの将来像やまちづくりルールの策定・運用（必要となる基礎調査含む。）

まちの将来のあるべき姿、実現するための具体的な計画や規制・誘導を図るルール等（例：附置義務駐車施設の整備量緩和に係る地域ルール）を作成・運用し、

地域内の関係者の合意形成、共有を図る活動。

- ② まちづくり情報の発信、まちのプロモーション
まちづくり情報に関するホームページや広報誌等の作成・発信、まちへの来訪や投資を促すためのPR活動。
- ③ 公共公益施設の（再）整備・管理・修繕・更新
道路・公園・広場等の公共公益施設²³の（再）整備・維持管理・修繕等を行う活動。なお、公共公益施設の再整備には、「更新」だけでなく、既存施設を別内容の公共公益施設に変更する「転用²⁴」も含まれる。
- ④ コミュニティバス・コミュニティサイクルの運行
まちの来訪者（観光客等）が地域内を移動するために利用可能な巡回バスや巡回自転車を設置する活動。
- ⑤ まちづくりセミナー・スクールの開催等、まちづくり活動に係る人材育成
様々な民間まちづくり活動を実施するための人材を育成・確保するため、民間まちづくりの情報・ノウハウを教育・共有する活動。
- ⑥ 街並み保全、緑化
歴史的建造物の保存や良好な街並み景観の保全、歩道や広場上の緑化施設の整備・維持等を通じ、街並みを良好な状態に保ち、回遊性を高めるための活動。
- ⑦ 業務継続地区構築・運営
災害やテロ等の緊急事態発生時に向けて地域全体での対応計画・対応体制を構築するとともに、避難施設や備蓄施設の整備・管理等を行う活動。
- ⑧ 防犯活動（パトロール等）、防災活動（避難訓練等）
防犯活動を実施するための体制構築、パトロールの実施、防犯カメラの設置等、並びに、防災活動を実施するための体制構築、避難訓練の実施等
- ⑨ 地域の活性化活動
主に道路・公園・広場等の公共施設を利活用し、まち全体の魅力を高め、まちへの来訪や投資を促すための活動。

上記はあくまで例示であり、「どのような民間まちづくり活動が、収益性が低いものの、費用対効果の高い真に必要な財・サービスか」については、地域や時代によっても異なる。そのため、上記イ）～ハ）を念頭に置いた上で、地域における関係者間において助成要綱を作成・公表のうえ、当該要綱に基づき、助成可否を個別に審査決定していく運用が求められる²⁵。なお、助成申請を行い得る対象者の範囲の大小につ

²³ 主に都市開発事業等に伴い整備された公共公益施設（公共貢献）等のうち民有地部分とし、行政が通常（再）整備・管理・修繕・更新すべき公共公益施設は想定していない。

²⁴ 「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年7月15日施行）」により、時代のニーズに応じて既存の公共公益施設を柔軟に変更するための用途変更提案制度が創設されている。

²⁵ 審査に当たっては、極力、個々の民間まちづくり活動ごとに効果を定量的に捉えることが望ましい。具体的な手法の一つとして、「民間都市開発事業により整備される公共公益施設に関する効果分析調査（平成29年度国土交通省都

いても、大きくすることによるメリット（より多様な民間まちづくり活動への支援が可能）とデメリット（再分配法人の運営に伴う合意形成が難化）を比較衡量し、地域における関係者間において合意の上、決定することとなる。

（３）自ら実施する一定の民間まちづくり活動

再分配法人は、（２）の助成業務をメインとするが、地域で求められているものの適切な実施主体がない場合は、再分配法人自らが（２）①から⑨で例示したような民間まちづくり活動を行うこともできる。

再分配法人が自ら民間まちづくり活動を実施する趣旨は、地域内において必要な民間まちづくり活動であるものの、中長期的に実施主体が不在となる場合に、再分配法人が自ら実施することにより再分配機能を果たすことにある。

そのため、単に営利を目的とした活動、現状では実施主体が存在しないものの中長期的に見れば実施主体が存在しうる活動は、再分配法人が自ら実施するまちづくり活動の対象とはならない。つまり、助成対象となる民間まちづくり活動のうち、現状、他の実施主体が見込めない活動が対象となる。

（４）上記の実施に伴い必要な業務

上記（１）～（３）の実施に伴い、助成に係る審査や業務・決算報告書の作成等の業務を必要な範囲において行う。

2. 法人税の課税関係

再分配法人に係る課税関係及び地域まちづくり協力金の拠出者に係る一般的な課税関係²⁶については、次に示す通りである。

(1) 再分配法人が一般社団・財団法人（非営利型）又は公益社団・財団法人である場合

再分配法人が、一般社団・財団法人であり税務上の非営利型法人の要件を満たしている場合や行政庁の公益認定を受けた公益社団・財団法人である場合には、法令に規定された下記の34種類の収益事業を行う場合に限り、法人税の申告義務が生じる²⁷。また、収益事業を行う法人は、収益事業から生じる所得に関する経理とそれ以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない²⁸。

収益事業の範囲²⁹

1 物品販売業	10 請負業	19 仲立業	28 遊覧所業
2 不動産販売業	11 印刷業	20 問屋業	29 医療保健業
3 金銭貸付業	12 出版業	21 鉱業	30 技芸教授業
4 物品貸付業	13 写真業	22 土石採取業	31 駐車場業
5 不動産貸付業	14 席貸業	23 浴場業	32 信用保証業
6 製造業	15 旅館業	24 理容業	33 無体財産権の提供等を行う事業
7 通信業	16 料理店業その他の飲食店業	25 美容業	34 労働者派遣業
8 運送業	17 周旋業	26 興行業	
9 倉庫業	18 代理業	27 遊技所業	

次に、再分配法人が行う業務内容に照らし、税務上の収益事業に該当するかについて、基本的な考え方を示す。

① 地域まちづくり協力金の集約及び管理

地域まちづくり協力金の集約について、地域まちづくり協力金が拠出主体からの寄附金として集められたものである場合、寄附を受ける行為自体は、税務上の収益事業のいずれにも該当しないため法人税の申告義務は生じない。

²⁶ 本章2. の記載内容は、本ガイドラインにより想定される各種業務等に関して、現行税制上の一般的な取扱いを国税庁課税部法人課税課に確認したもの。

²⁷ 法人税法第7条の規定による。

²⁸ 法人税法施行令第6条の規定による。

²⁹ 法人税法第2条第13号及び法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条の規定による。

一方、地域まちづくり協力金の集約が、その実態として再分配法人が所有権や賃借権等に基づき利用権を有する公共施設等を利用させることにより料金を徴収するといったケースで不動産貸付業や物品貸付業、駐車場業に該当する場合や、まちづくりの情報発信事業の一環として広報誌を有償販売するといったケースで出版業に該当する場合、コミュニティバスの運行により利用者から運賃を徴収するといったケースで運送業に該当する場合には、税務上の収益事業に該当するため、法人税の申告が必要となる。

なお、協力金のうち「都市開発事業の施行に伴い民間事業者が拠出する各種負担金」については、地方公共団体（許認可権者）と民間事業者との同意によって、条例等に基づく各種負担金の支払義務の履行のために再分配法人へ拠出するものを想定している。再分配法人においては、各種負担金が拠出されるに当たって、地方公共団体との契約によって、民間まちづくり活動の支援（以下「再分配活動」という。）を行うことが求められることから、再分配法人が受領する当該負担金は、再分配活動に係る収入となる。この収入が課税の対象となるかどうかについては、再分配法人の法人形態や再分配活動の内容によって判断することとなる。例えば、法人税法上の公益法人等（一般社団・財団法人（非営利型）又は公益社団・財団法人等）にあつては、収益事業に伴う所得のみ課税されることとなるが、再分配活動が後述する助成事業等のように税務上の収益事業のいずれにも該当しない場合は、再分配法人が受領する負担金は収益事業以外の収入であるため課税の対象とはならない。一方、再分配活動が税務上の収益事業に該当する場合、その受領した負担金は収益事業の収入として課税の対象となるため、収益事業として区分経理の上、法人税の申告が必要となる。

② 民間まちづくり活動団体への助成

再分配法人が行う助成事業は、地域の合意に基づき策定した「助成要綱」に基づき、協力金の拠出主体からの寄附金や負担金を原資として民間まちづくり活動の担い手にその必要額を拠出するものであり、基本的に収益を得る活動ではないことから、税務上の収益事業の該当性が問題となるケースは少ない。

ただし、例えば、再分配法人がコミュニティバスの運行を行い、その利用料収入を得る一方、バスの運行経費相当額を民間まちづくり活動の担い手である他の事業者に対して助成事業として拠出しているケースでは、協力金の集約と助成事業が一連の事業と見られることから、このような助成事業については、税務上の収益事業として区分経理の上、法人税の所得金額の計算を行う必要が生じることになる³⁰。

³⁰ 法人税法基本通達 15-1-2 参照。

③ 自ら実施する一定の民間まちづくり活動

再分配法人が自ら民間まちづくり活動を行う場合、その活動の内容が税務上の収益事業に該当するかどうか問題となる。

税務上の収益事業とは、一般私企業との課税上の公平性の維持といった観点から 34 種類の事業が定められ、これに該当する場合には、たとえ、再分配法人が行う活動が地域のまちづくりといった公益的な目的を持って行われるものであっても、収益を得て所得が生じているときには法人税が課される（公益社団・財団法人を除く。）。

ただし、このようなケースであっても、再分配法人が行う事業が実費弁償（その委託により委託者から受ける金額が事業のために必要な費用の額を超えないことをいう。）により行われるものであり、かつ、そのことについて事前に所轄税務署長の確認を受けたときには、その事業は収益事業に該当しないものとされている³¹。

税務上の収益事業は、継続して事業場を設けて行われるもの³²をいうため、前述した再分配法人が自ら実施する民間まちづくり活動の例示のうち、有料で行うことが想定されるコミュニティバスの運行やまちづくりセミナー・スクールの運営については、収益事業に該当するケースが考えられる。また、直接利用者から収入を得るケースだけではなく、公共施設の（再）整備・管理・修繕・更新といった活動についても、自治体と委託契約を締結して、自治体から公共施設の整備等の対価として協力金を受領している場合には、請負業として収益事業に該当するケースも考えられる。

いずれにしても、再分配法人が収益を得る活動を行っており、その活動が 34 種類の収益事業のいずれに該当するのか判断に迷う場合には、所轄税務署に対して確認を行うことが必要である。

④ 上記（①～③）の実施に伴い必要な業務

再分配法人が、その他、前述した①から③までの活動に伴い必要となる業務についても、それぞれの業務が税務上 34 種類の収益事業に該当するかどうか個々の業務内容の実態に応じて判断することになる。例えば、助成業務に伴い審査業務を行う際、再分配法人が申請者から別途対価（審査料）を受領する場合、当該事務処理に要する所得は収益事業（請負業）に該当することに留意する必要がある³³。その場合、前述の通達を参考に、規則、規約又は契約に基づき実費弁償に

³¹ 法人税法基本通達 15-1-28 参照。

³² 法人税法第 2 条 13 号参照。なお、「継続して行われるもの」については法人税法基本通達 15-1-5 を、「事業場を設けて行われるもの」については法人税法基本通達 15-1-4 参照。

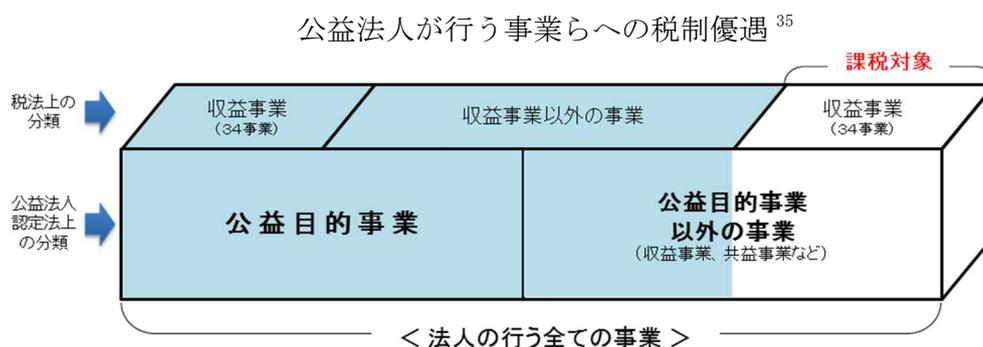
³³ 請負業には事務処理の委託を受ける業が含まれ、他の者の委託に基づいて行う検査・検定等は請負業に該当するとされるため（法人税法基本通達 15-1-27 要約）。

より当該審査業務を行うなどの対応を検討されたい。

なお、税務上の収益事業には、その性質上その事業に付随して行われる行為も含むものとされていることから、①から③までの活動が収益事業に該当する場合には、その活動に伴い必要となる業務についても収益事業の付随行為として取り扱われることも考えられる。

(2) 再分配法人が公益社団・財団法人である場合の法人税の優遇措置

再分配法人が公益社団・財団法人である場合、原則として、収益事業課税となるが、行政庁から公益認定を受ける際、公益目的事業として認定を受けた事業については、当該事業の内容が税務上の 34 種類の収益事業のいずれかに該当するものであっても、優遇措置として法人税が非課税（当該事業を収益事業として取り扱わないこと）とされている³⁴。



また、公益社団・財団法人の優遇措置として、みなし寄附金の制度が設けられ、公益社団・財団法人が行う収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で自らが行う公益目的事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなすこととされ、所定の損金算入限度額に達するまでの金額を収益事業の所得金額の計算上、損金の額に算入できることになる³⁶。この場合の損金算入限度額は、当該事業年度の所得金額の 50%相当額又は公益目的事業の実施のために必要な金額のうちいずれか多い金額とされている³⁷ことから、公益社団・財団法人が行う収益事業については課税対象となる所得金額が大きく圧縮され、法人税が優遇されている。

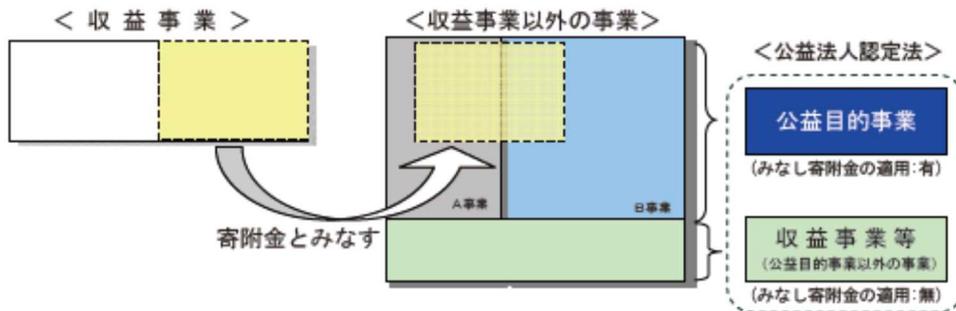
³⁴ 法人税法第 7 条、法人税法施行令第 5 条第 2 項第 1 号参照。

³⁵ 「民間が支える社会を目指して～「民による公益」を担う公益法人～」(内閣府公益認定等委員会事務局) より引用。

³⁶ 法人税法第 37 条第 5 項、法人税法施行令第 77 条の 3 参照。

³⁷ 法人税法施行令第 73 条の 2 参照。

みなし寄附金のイメージ³⁸



再分配法人が公益社団・財団法人である場合、上記の措置が用意されているため、組織運営上、自ら実施する民間まちづくり活動（収益事業に該当するもの）により発生する税負担が大きな課題となりうる場合、一般社団・財団法人（非営利型）ではなく、公益社団・財団法人の組織形態を模索することも一案である。

(3) 地域まちづくり協力金の拠出者に係る課税関係

協力金の拠出主体がデベロッパーなどの民間企業である場合、拠出する協力金の税務処理が問題となる。

協力金は、各種取り決めや寄附の意向等に基づき拠出されることとなるが、その協力金の内容によって、拠出主体（企業）の法人税の課税所得金額の計算上、全額損金算入が認められるものと、寄附金や交際費のように所定の損金算入限度額までしか損金算入が認められないものとに分かれることになる。

一般的に、その協力金が条例等に基づき拠出が義務付けられたものである場合や、協力金の拠出に対して何らかの反対給付があるなど明確な対価性が認められるもの（交際費に該当するものを除く。）については、その債務が確定した事業年度において、全額損金算入することができる³⁹。

一方で、その協力金があくまで任意の拠出であり、対価性が認められないものについては、一般の寄附金⁴⁰として、協力金を拠出した事業年度において、所定の損金算入限度額の範囲内で損金算入することになる⁴¹。

なお、協力金の拠出先である再分配法人が公益社団・財団法人であり、その法人の公益目的事業に対して行われる寄附⁴²に関しては、税務上の特定公益増進法人に対する寄附金として、一般の寄附金とは別枠で特別損金算入限度額の範囲内の損金算入が認められるといった優遇措置が設けられている⁴³。

³⁸ 「新たな公益法人関係税制の手引」（平成 24 年 9 月国税庁）より引用。

³⁹ 法人税法第 22 条第 3 項、法人税法基本通達 2-2-12 参照。

⁴⁰ 寄付金の実質的意味合いについては、法人税法第 37 条第 7 項参照。

⁴¹ 法人税法第 37 条第 1 項、同法施行令第 73 条参照。

⁴² 該当是非に関する判定方法については、法人税法基本通達 9-4-7 参照。

⁴³ 法人税法第 37 条第 4 項、同法施行令第 77 条、同法第 77 条の 2 参照。

3. 業務運営に関する留意事項（公平性・透明性の確保等）

民間まちづくり活動が、多様化・千変万化するエリアニーズへの迅速・柔軟な処方箋としての役割を期待されている以上、再分配法人が業務を行うに当たっては、行政から過度な干渉を受けず、一定の自主性・柔軟性を確保されなければならない。一方、再分配法人の活動原資たる地域まちづくり協力金が、「開発事業に伴う負担金」等の準公共的性格を持つものである以上、再分配法人が再分配業務に専念することは勿論のこと、自主性・柔軟性の裏返しとして、公平性や透明性、アカウントビリティをも担保していかなければならない。

そのため、本節では、再分配法人が自己規律のもと自主性・柔軟性を発揮しつつ、公平性や透明性、アカウントビリティの確保をも達成するために必要な、再分配法人固有のガバナンスルールについて解説する。

（1）定款や各種規定による位置付けについて

再分配法人を新設する場合、定款の目的において、再分配活動を目的とする旨を規定することが望ましい。具体的には、「地域で生み出される資金を集約し、当該地域で行われる民間まちづくり活動への再配分等を行うことを目的とする」など。

既存法人を再分配法人として指定する場合（定款変更が難しい場合を想定）、上記の代替手段として、主たる業務として再分配業務を実施することを担保できるよう、事務処理規程等を定め、業務内容の自己規律を担保することが望ましい。

（2）組織体制について

再分配法人の事業や会計が適切に行われることを担保するため、監事又は会計監査人の設置を義務づけられる場合⁴⁴でなくても、監事又は会計監査人を置くことが望ましい。

（3）活動計画の策定について

当該年度にどのような活動を行うのかについて、事前に大まかな活動計画を定め（助成先等の詳細状況までは定めない）、市町村長あて報告のうえ、当該計画に則って活動することが望ましい。特に、自ら民間まちづくり活動を実施する場合には、課税が発生する可能性があることに留意し、関係者で合意形成のうえ定めること。

なお、年度当初に策定した活動計画を硬直化させるのではなく、必要に応じて柔

⁴⁴ 一般社団法人について、理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならず（一般法人法第61条）、大規模一般社団法人は、会計監査人を置かなければならない（同法第62条）とされている。一般財団法人は、監事を置かなければならず（同法第170条）、大規模一般財団法人は、会計監査人を置かなければならない（同法第171条）。また、公益認定を受けた場合は政令の基準（負債額が50億円以上など）に達する場合は、会計監査人の設置が義務（公益認定法第5条第12項）となる。

軟に軌道修正していくことが望ましい。

(4) 助成要綱の策定及び当該要綱に基づく審査について【再掲】

助成業務の本質は特定者への資金提供である以上、不適切・不公正な拠出とならないよう、事前に地域の合意に基づき「助成要綱」を策定・公表のうえ、当該助成要綱に基づいて公平・公正に審査する仕組みを確立することが望ましい。

助成要綱の策定に当たっては、下表の項目に留意のうえ、地域で合意した内容とすること。なお、下表の項目及び内容はあくまで一例であり、必ずしも当該項目・内容を定めることを必要としない。

助成要綱策定に当たっての留意事項⁴⁵

	助成要綱	(参考)補助金の交付要綱例 【補助金等適正化法における該当条文】
(前提)助成金の性格	エリア内の特定民間事業者からの任意拠出金によって賄われる一般法人の歳出	(強制的に国民に課された)租税を中心とした財源によって賄われる国の歳出【法3条】
助成目的	○(達成したい目的を記載)	達成したい目的を記載【法6条】
助成対象	△(大枠のみ記載。額・対象者は個別判断)	経費区分含め、詳細に記載【法6条】
補助率	×(公平性・客観性を確保しつつ個別判断)	定率補助又は定額補助の記載【法6条】
申請手続・決定通知・申請取下げ	○(附款可能)	附款可能【法6条、8条、9条】
第三者委託時の発注方法	×(背信行為等がない限り不要)	原則、競争入札【法7条1項②、会計法】
計画変更・遅延・中止に伴う承認	×(助成目的が達成される限り不要)	経費区分変更含め必要【同項①、③、④】
善管注意義務	△(必要最低限)	他用途への流用禁止【法11条】
状況等報告、是正等命令、立入検査	△(必要最低限)	あり【法12条、13条、14条、16条、23条】
助成金額の確定と返還	△(決算補助を原則とするため、返還なし)	予算補助は適宜返還あり【法15条、18条】
交付決定の取り消し	△(事務手間軽減の為、決算補助を原則)	あり【法10条、17条】
加算金・延滞金	△(必要最低限)	19.5%/年【法19条】
他助成金の停止、強制徴収	△(必要最低限)	国税滞納処分に従う【法20条、21条】
財産処分の制限	△(社総交同様、義務を承継する場合なし)	承認又は返納・期間経過が必要【法22条】
罰則	×(既存法の規定に従う)	懲役、罰金あり【法29条～33条】
繰越し	○(柔軟に運用)	明許繰越等限定【通達(昭31年4月30日)】
助成金に関する帳簿等書類の作成	○	あり【通達(昭31年9月22日)】

(5) 活動報告について

アカウントビリティの観点から、毎年度、再分配法人は活動報告書や決算報告書を策定のうえ、総会等で構成員に報告すると共に、市町村長にも報告することが義務づけられている。

市町村長は、再分配法人の活動の自主性を尊重しつつも、やむを得ない場合は、都市再生特別措置法 121 条に基づき、将来的な活動内容の是正命令を行うことにより、公平性や透明性、アカウントビリティの実効性を確保することとする。

⁴⁵ 本表は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)を参考に、補助金の原資となる「税金」と再分配法人の助成原資となる「地域まちづくり協力金」の性格の違いを踏まえ、国土交通省都市局まちづくり推進課で作成したもの。